

富山県の安定的な除雪体制の維持に向けて

谷嶋清重*1 鈴木健一郎*1

1 はじめに

富山県では、道路の除排雪や凍結防止剤散布等の業務を建設企業等に全面的に委託しているが、近年の暖冬傾向や建設業をとりまく環境が厳しくなる中、このままでは近い将来、除雪体制に支障が出るのが想定されることから、除雪機械やオペレーターの安定的な確保に向けた取り組みが一層必要と考えている。

2 富山県の道路除雪計画（平成28年度）

富山県では、管理する道路延長2,479kmのうち、冬期閉鎖区間を除く2,310kmを除雪しており、このうち約7割が機械除雪、残りの約3割が消雪施設による除雪となっている。歩道については、延長1,590kmのうち67%にあたる1,061kmを除雪している。

また、除雪機械は、県が保有する機械が441台、委託業者から常時借り上げる機械が273台、豪雪時等に臨時に借り上げる機械が881台となっている。

機械による効率的な除排雪を実施するため、土木センター・事務所管内を地域ブロックごとに分け、除雪共同企業体を形成してもらい、そのブロック内の道路除雪を一括委託している。（ブロック別一括委託方式）

3 富山県の取り組み

3.1 委託契約の見直し

除雪委託業者の経費負担を軽減するため、以下の取り組みを行っている。

(1)民間借上機械の契約の見直し

民間保有機械の借上料は、運転時間に応じて支払っていたが、運転時間が少ない場合でも機械保管の負担を軽減するため、平成19年度から保険料・税金・格納保管等の必要経費分を固定費として支払う契約としている。

(2)人件費の見直し

除雪要員の待機費は、除雪機械の出動がなかった場合のみ支払っていたが、平成22年度から出動があった場合でも情報連絡要員（世話役）の人件費を支払う契約としている。

また、大型除雪機械のオペレーターの人件費について、実情をより反映し、平成23年度から出動までに必要な準備作業にかかる費用を支払う契約としている。

3.2 除雪オペレーターの確保

除雪オペレーターの約半数は50才以上であり、高齢化が進んでいることから、オペレーターの育成や確保のため、以下の取り組みを行っている。

(1)除雪オペレーター育成支援事業

ロータリー除雪車等の運転には大型特殊免許が必要となるが、一般の土木工事等において必要となることが少ないことから、免許取得費用が企業の負担となっている。

このことから、新たに除雪作業に従事する従業員が在籍する企業に対し、大型特殊免許の取得費用や除雪機械管理施工技術講習会の受講費用の一部を補助する「除雪オペレーター育成支援事業」を平成27年度に創設し、平成27年は11社17名、平成28年は12社16名に対し補助金を交付した。

(2)除雪オペレーターの実地研修

後継者の育成と技術向上を図るため、若手や経験の浅いオペレーターが熟練オペレーターと除雪機械に同乗し、直接技術指導を受ける実地研修を平成22年度からおこなっている。



写真1 除雪オペレーター実地研修の様子

表1 除雪オペレーター実地研修の実績

年度	地区数	受講者	講師
平成22年度	3地区	64名	10名
平成23年度	3地区	37名	9名
平成24年度	2地区	20名	5名
平成25年度	2地区	16名	7名
平成26年度	2地区	27名	10名
平成27年度	2地区	36名	8名
平成28年度	2地区	33名	10名
計		233名	

(3)道路除雪功労者表彰

除雪従事者への激励や除雪水準の向上を目的として、平成 21 年度から、長年にわたり除雪作業を行ってられる模範となる方々に道路除雪功労者（マスター部門）の表彰を行っている。

さらに、平成 24 年度からはとりわけ長年にわたり道路除雪に従事され県行政の推進に多大な貢献をした道路除雪功労者に対し知事感謝状を贈呈している。

これに加え、平成 26 年度からは意欲を持った比較的若い除雪従事者を対象に、除雪作業に対するモチベーションを高め、これからも永続的に除排雪作業に従事して貰うことを目的に、道路除雪功労者（ジュニアマスター部門）の表彰を行っている。

表 2 道路除雪功労者表彰の実績

年度	知事 感謝状	功労者表彰	
		マスター部門	ジュニアマスター部門
平成 21 年度	—	17 名	—
平成 22 年度	—	26 名	—
平成 23 年度	—	24 名	—
平成 24 年度	2 名	21 名	—
平成 25 年度	2 名	20 名	—
平成 26 年度	3 名	18 名	13 名
平成 27 年度	3 名	13 名	13 名
平成 28 年度	3 名	13 名	12 名
計	13 名	152 名	38 名

3.3 県民との協働

除雪は県民の理解と協力が欠かせないことから、県民との協働による除雪を推進するため、以下の取り組みを実施している。

(1)地元自治会等への歩道除雪機械の貸与

平成 16 年度から地元自治会等へ歩道除雪機械を貸与し、歩道除雪を推進しており、平成 23 年度からは、協力して頂いた団体に対して報償費を支払っている。

表 3 県民との協働による歩道除雪の実績

貸与開始年度	団体数
平成 16 年度～	1 団体
平成 18 年度～	3 団体
平成 23 年度～	5 団体
平成 24 年度～	2 団体
平成 25 年度～	4 団体
平成 26 年度～	3 団体
平成 27 年度～	2 団体
平成 28 年度～	2 団体
計	22 団体

(2)雪と汗のひとかき運動の実施

バス停や交差点などにスコップを置き、地域住民や通

行する皆さんに、信号待ちの時間等を利用し除雪してもらおう「雪と汗のひとかき運動」を平成 16 年度から行っており、平成 28 年度は 145 箇所において実施した。



写真 2 雪と汗のひとかき運動の様子

(3)こども雪教室の開催

小学生に冬期間の安全な道路交通がどのようにして確保され、県民の安全な暮らしが守られているかを理解してもらおうとともに、県民ができる除雪作業などについて周知することを目的として、平成 20 年度から「こども雪教室」を開催している。



写真 3 こども雪教室の様子

表 4 こども雪教室の開催実績

	開催校数	生徒数
平成 20 年度	4 校	64 名
平成 21 年度	9 校	303 名
平成 22 年度	8 校	363 名
平成 23 年度	9 校	328 名
平成 24 年度	7 校	391 名
平成 25 年度	7 校	321 名
平成 26 年度	8 校	336 名
平成 27 年度	8 校	373 名
平成 28 年度	9 校	493 名
計	69 校	2972 名

4 まとめ

除雪を担う建設業を取り巻く環境が厳しさを増す中、今後とも、安定的な除雪体制を維持するためには、除雪機械及びオペレーターの確保が必要であると考えており、さらにどのような取り組みが可能か、除雪業務を担う業界の意見を聞くとともに国、各県の動向を踏まえ検討してまいりたい。